

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

本節は、条例別表第 8 で定める指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものである。

「**指定可燃物**」とは、条例別表第 8 の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に掲げる数量以上のものをいい、当該数量未満の物品は該当しない。（表 4－2－1 参照）

指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する基本事項については、次によること。

1 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次によること。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第 8 の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「**貯蔵**」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「**取扱い**」とは、指定可燃物に係る製造・加工等いう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの

エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

オ ビールケース、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合

（図 4－2－1～図 4－2－3 参照）

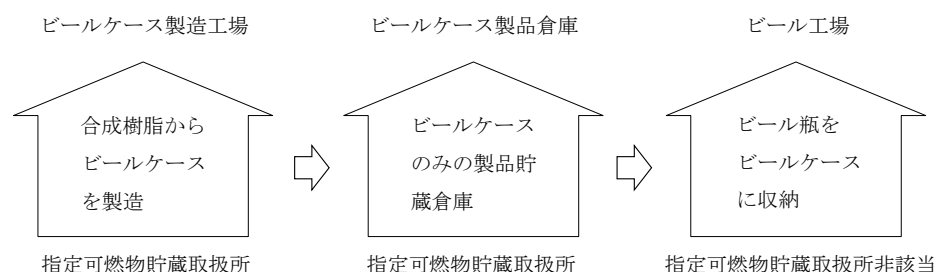


図 4－2－1 ビールをケース（合成樹脂類）に収納した場合

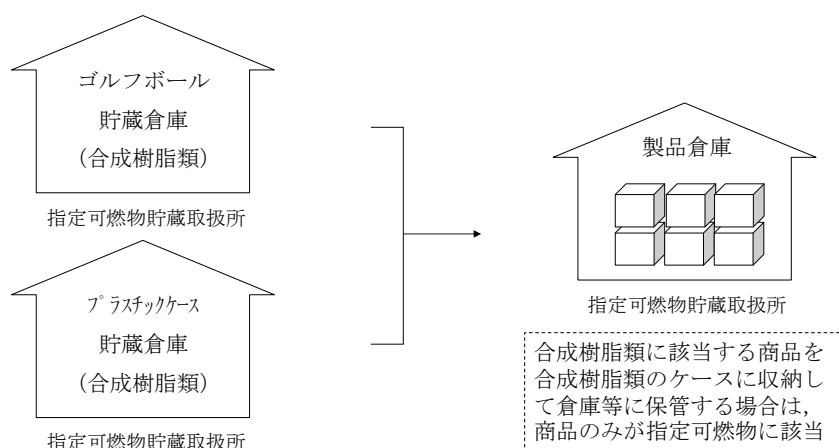


図 4－2－2 ゴルフボール（合成樹脂類）をケース（合成樹脂類）に収納した場合

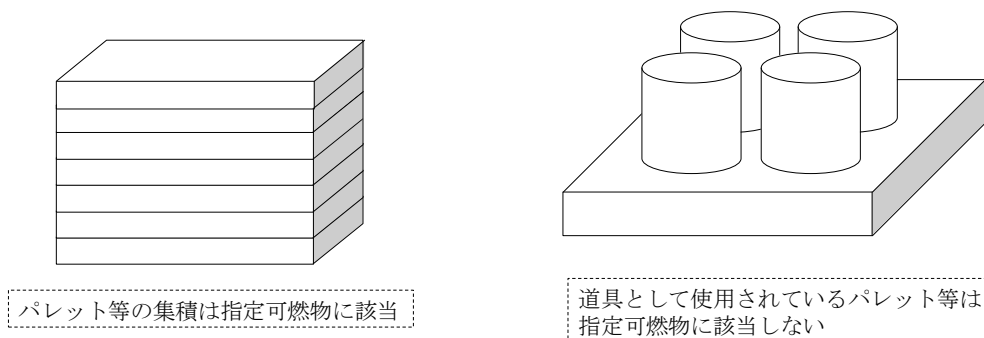


図 4 - 2 - 3 パレット等を使用した場合

2 同一場所の取扱い

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次によること。

(1) 可燃性液体類等

ア 屋外の場合

(ア) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として敷地ごととする。

ただし、次のいずれかに適合する場合は、それぞれの施設ごととすることができる。

- a 施設相互間が耐火構造の建築物又は不燃材料等の防火性能を有する塀等で有効に隔てられている場合
- b 施設相互間に、条例第 34 条第 2 項第 1 号に規定するそれぞれの可燃性液体類等の数量の倍数に応じた空地の幅（動植物油類の場合は 1m 以上）を合算した離隔距離を有している場合（当該空地に延焼の媒体となる可燃性の物品等がない場合に限る。）（図 4 - 2 - 4、5 参照）

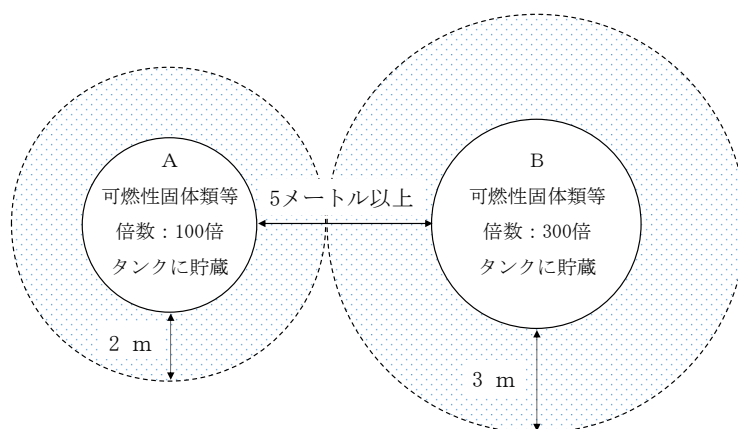


図 4 - 2 - 4 別施設とできる場合の例（可燃性固体類等）

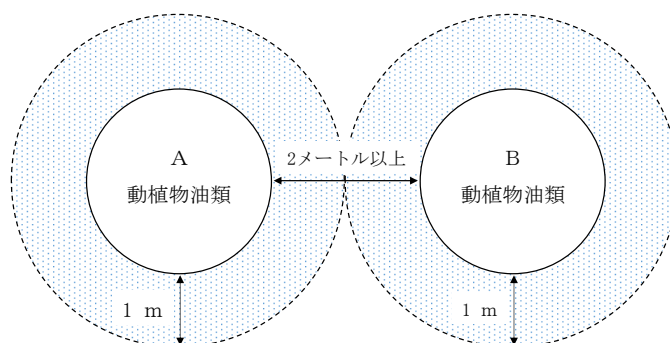


図 4 - 2 - 5 別施設とできる場合の例（動植物油類）

- (イ) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
第4章第1節2(1)イの取扱いによること。
- (ロ) タンクと設備が同一工程の場合
第4章第1節2(1)ウの取扱いによること。
- イ 屋内の場合
第4章第1節2(2)の取扱いによること。
- (2) 可燃性液体類等以外の指定可燃物
 - ア 屋外の場合
原則として敷地ごととする。
ただし、次のいずれかに適合する場合は、それぞれの施設ごととすることができる。
 - (ア) 施設相互間が耐火構造の建築物又は不燃材料等の防火性能を有する塀等で有効に隔てられている場合
 - (イ) 施設相互間に、条例第35条第2項第2号及び同項第3号アに規定するそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離を合算した距離を有している場合（図4-2-6、7参照）

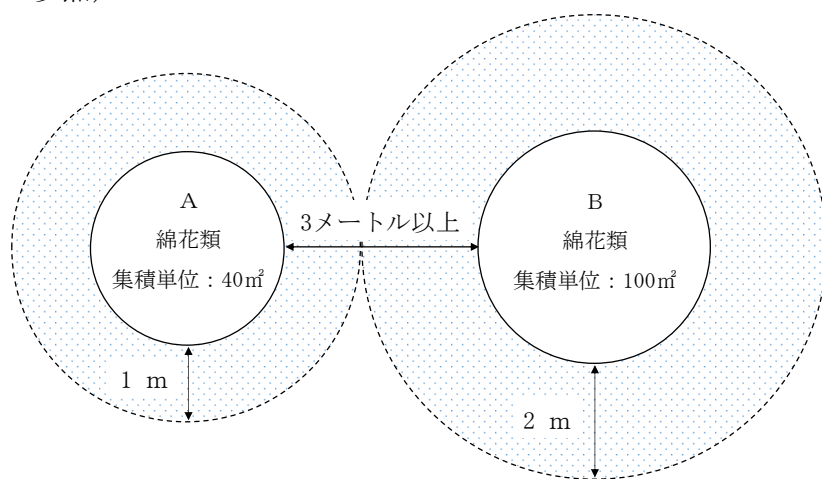


図4-2-6 別施設とできる場合の例
(綿花类等(廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。))

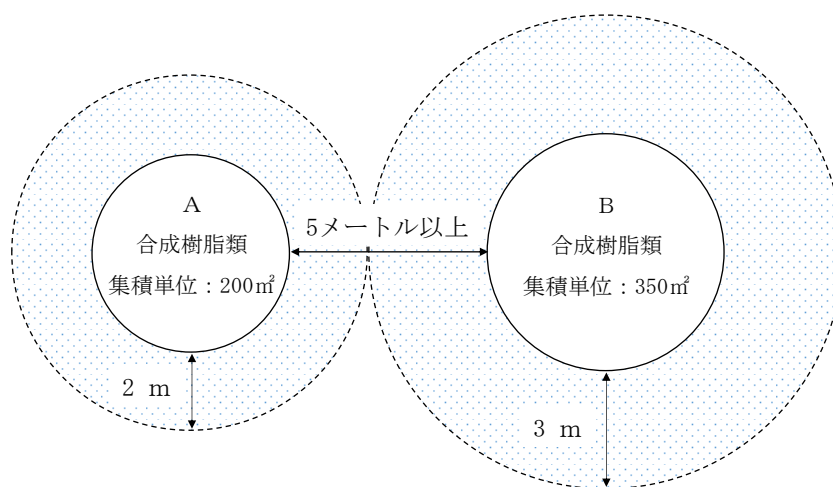


図4-2-7 別施設とできる場合の例(廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類)

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。

ただし、貯蔵し、又は取り扱う室が、耐火構造で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、上階の床）で区画され、かつ、開口部に特定防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

(3) 品名の異なる指定可燃物の場合

それぞれの施設において、(1)及び(2)の要件に適合する場合は、それぞれの施設ごととすることができる。（図４－２－８参照）

<屋外の例>

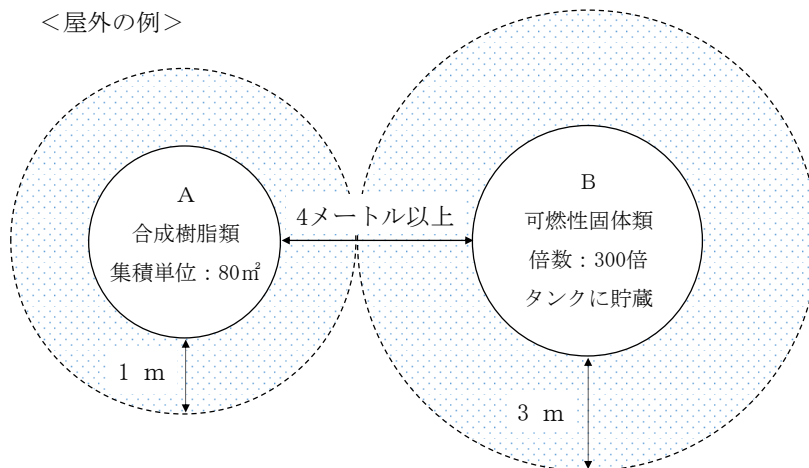


図４－２－８ 別施設とできる場合の例（品名の異なるもの）

3 数量の算定

(1) 2以上の異なる指定可燃物の品名を貯蔵し、又は取り扱う場合の取扱い

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定数量の算定については、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

(例1) 糸類 50,000 kg (50 倍)、綿花類 6,000 kg (30 倍)、ぼろ及び紙くず 800 kg (0.8 倍) を貯蔵し、又は取り扱う場合

品 名	貯蔵取扱量		条例別表第8の数量
① 糸類	50,000 kg (50 倍)	≥	1,000 kg
② 綿花類	6,000 kg (30 倍)	≥	200 kg
③ ぼろ及び紙くず	800 kg (0.8 倍)	<	1,000 kg

【倍数の算定】①＋②＝80 倍（③については条例別表第8の数量未満のため合算しない）

(例2) 糸類 800 kg (0.8 倍)、綿花類 150 kg (0.75 倍)、ぼろ及び紙くず 800 kg (0.8 倍) を貯蔵し、又は取り扱う場合

品 名	貯蔵取扱量		条例別表第8の数量
① 糸類	800 kg (0.8 倍)	<	1,000 kg
② 綿花類	150 kg (0.75 倍)	<	200 kg
③ ぼろ及び紙くず	800 kg (0.8 倍)	<	1,000 kg

【倍数の算定】①～③全て条例別表第 8 の数量未満のため、指定可燃物の貯蔵又は取扱いには該当しない

- (2) 容量又は重量の算定は、実際の指定可燃物の部分の容積又は重量を算定し、箱型に形成されている家具類等の木工製品は、全容積から空間部分の容積を除いた数値をもって算定する。

表 4 - 2 - 1

	品 名	指定数量 ※	届出数量 ※	定 義	補 足	具 体 例
可燃性 固体類 等	可燃性固体類	3,000 kg		可燃性固体類とは、固体で、次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次の(2)、(3)又は(4)のいずれかに該当するものを含む。）をいう。 (1) 引火点が40度以上100度未満のもの (2) 引火点が70度以上100度未満のもの (3) 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの (4) 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの	条例別表第8の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。	オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等
	可燃性液体類	2 m ³		可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。	第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれているものが該当する。	塗料、接着剤、潤滑油、自動車用グリス等
綿花類 等	綿花類	200 kg	1,000 kg	綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。	(1) 「トップ状の繊維」とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。 (2) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。 (3) 羽毛は綿花類に該当する。 (4) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛は、綿花類に該当しない。 (5) 「難燃性」とは、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」に適合するものを難燃性を有するものとして取り扱うこととする。 (6) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。 ア 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。 イ 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。	製糸工程前の原毛、羽毛、わた、コットン等

綿
花
類
等

木毛及び かんなくず	400 kg	2,000 kg		(1) 木毛 木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材や、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）が該当する。 (2) かんなくず 手動又は電動かんを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出る廃材、おがくず及び木端はかんなくずには該当せず、これらは木材加工品及び木くずの品名に該当する。	しゅろの皮、やしの実の繊維、製材中に出るかんなくず等
ぼろ及び 紙くず	1,000 kg	5,000 kg	ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。	繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。	古新聞、古雑誌、古ダンボール、用いられなくなった衣類等
糸類	1,000 kg	5,000 kg	糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。	紡績工程後の糸及びまゆをいい、不燃性又は難燃性でない毛糸は、糸類に該当する。	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等
わら類	1,000 kg	5,000 kg	わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。	(1) 「乾燥藁」とは、いぐさを乾燥したものをついて、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。 (2) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類には該当しない。	乾燥わら、乾燥い草、俵、こも、なわ、むしろ、畳表、ゴザ等
再生資源燃料	1,000 kg		再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。	(1) 再生資源燃料に該当する代表的なものとして、次のようなものがある。 ア RDF（Refuse Derived Fuel） 家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。 イ RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel） 廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。 ウ 汚泥乾燥・固形燃料 下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合あり）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。 (2) 指定可燃物の品名として指定されている合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成形して燃料とする場合は、再生資源燃料に該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。	RDF（生ごみ等）、RPF（廃プラスチック等）等

綿 花 類 等	石炭・木炭類		10,000 kg	50,000 kg	石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。	(1) 「石炭」とは、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。 (2) 「練炭」とは、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。 (3) カーボンブラックは石炭・木炭類に該当しない。	練炭、豆炭、コークス等
	木材加工品及び木くず		10 m ³	50 m ³		(1) 木材加工品 ア 製材した木材、板、柱及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品をいう。 イ 原木（立ち木を切り出した丸太）や水中に貯蔵している木材は該当しない。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は該当する。 (2) 木くず 製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端をいう。このうち、軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは該当しない。	家具類、建築廃材等
	合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³		合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。	(1) 「合成樹脂類」とは、石油等から化学的に合成される高分子物質で樹脂状のものの総称をいう。 (2) 合成樹脂類のうち、「発泡させたもの」とは、内部に気泡を持つもので発泡率が概ね 6 以上のものをいう。 (3) 不燃性又は難燃性の判断 ア 試験方法については、JIS K 7201-2「プラスチック―酸素指数による燃焼性の試験方法―第 2 部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が 26 以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。（表 34-5 参照） イ 粉粒状又は融点の低いものについては、「引火」の取扱い並びに合成樹脂の不燃性及び難燃性の試験方法について」（平成 7 年 5 月 31 日付け消防第 50 号）別記 1「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」によること。 (4) 合成樹脂類に含まれるゴム類には、天然ゴム、合成ゴムを問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムも該当する。	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材等
		その他のもの	3,000 kg				ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム等

* 「指定数量」とは、条例別表第 8 の数量欄に定める数量をいう。

* 「届出数量」とは、条例第 59 条の規定により届出が必要な数量をいう。

表 3 4 - 5

＜一般的に使用される合成樹脂の例＞

酸素指数 26 未満の合成樹脂の例（注）	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（ＡＳ） アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ＡＢＳ） エポキシ樹脂（ＥＰ）…… 接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂（ＵＰ） ポリアセタール（ＰＯＭ） ポリウレタン（ＰＵＲ） ポリエチレン（ＰＥ） ポリスチレン（ＰＳ） ポリビニルアルコール（ＰＶＡＬ）…… 粉状〔原料等〕 ポリプロピレン（ＰＰ） ポリメタクリル酸メチル（ＰＭＭＡ、メタクリル酸樹脂）
酸素指数 26 以上又は液状の合成樹脂の例	フェノール樹脂（ＰＦ） フッ素樹脂（ＰＦＥ） ポリアミド（ＰＡ） ポリ塩化ビニリデン（ＰＶＤＣ、塩化ビニルデン樹脂） ポリ塩化ビニル（ＰＶＣ、塩化ビニル樹脂） ユリア樹脂（ＵＦ） ケイ素樹脂（ＳＩ） ポリカーボネイト（ＰＣ） メラミン樹脂（ＭＦ）…… 球状〔原料等〕 アルキド樹脂（ＡＬＫ）

（注） 難燃化により酸素指数が 26 以上のものがある。